

追加 1-13

中小企業等の資金調達

1 資金調達の方法

(2) 公募債と私募債

不特定多数（50人以上）の投資家に対して企業が発行する債券を公募債といいます。これに対し、金融機関や取引先等の特定の投資家（50人未満）が引き受ける形態の社債を、（少人数）私募債といいます。物的担保がなくても、保証金融機関の保証により発行することができます。

(5) 補助金・助成金

国、地方自治体が政策的に用意している各種補助金・助成金は、通常、返済不要の資金として事業資金等に活用できますが、手続きに手間がかかることがあります。

赤字の個所を追記しました。